

ホームページ掲載予定日について

関東財務局における製造たばこ小売販売業の許可者（営業所移転等を含む）については、以下の日程で許可者を関東財務局のホームページに掲載します。

処 分 予 定 日	ホームページ掲載予定日
2025年10月30日（木）	2025年10月31日（金）
2025年11月27日（木）	2025年11月28日（金）
2025年12月24日（水）	2025年12月25日（木）
2026年 1月29日（木）	2026年 1月30日（金）
2026年 2月26日（木）	2026年 2月27日（金）
2026年 3月26日（木）	2026年 3月27日（金）
2026年 4月27日（月）	2026年 4月28日（火）
2026年 5月28日（木）	2026年 5月29日（金）
2026年 6月25日（木）	2026年 6月26日（金）
2026年 7月30日（木）	2026年 7月31日（金）
2026年 8月27日（木）	2026年 8月28日（金）
2026年 9月29日（火）	2026年 9月30日（水）
2026年10月29日（木）	2026年10月30日（金）
2026年11月26日（木）	2026年11月27日（金）
2026年12月24日（木）	2026年12月25日（金）

< 注意事項 >

- 1 原則、申請書を受理した日の属する月の末日から2か月以内に許可又は不許可の決定を行います。申請内容によっては調査に日数を要し、許可又は不許可の決定が遅れる場合があります。
- 2 許可者はホームページに掲載すると共に、別途文書でも通知します。
- 3 不許可者には、別途文書で通知します。
- 4 許可を受けた方は、許可決定日の翌日から1か月以内に、たばこの小売販売を開始してください。正当な理由もなく営業を開始しないときは許可を取り消す場合があります。
- 5 ホームページ掲載予定日は、追加、変更することがあります。その際は、別途お知らせします。
- 6 2027年1月以降の日程は、2026年10月下旬頃にホームページでお知らせする予定です。